

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション こすもす
法人種別	医療法人社団醫光会
所在地	高崎市矢島町449-2
代表者名	駒井 太一
電話番号	027-352-6212

2. 利用事業所

事業所番号	1 0 6 0 2 9 0 0 8 5
事業所名	訪問看護ステーション こすもす
所在地	高崎市矢島町449-2
支所	訪問看護ステーション こすもす 西支所
所在地	高崎市上豊岡町896-1

3. 事業の目的と運営方針

- (1)事業の目的
家庭において療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師(主治医)が訪問看護の必要性を認めた利用者様に対し、適切な訪問看護の提供をする事を目的とします。
- (2)運営の方針
利用者様がその有する能力に応じて可能な限り自立した在宅療養を営む事が出来るよう、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を重視し支援します。

4. 職員の職種・員数・勤務形態

職 種	勤 務 形 態	員 数
管理者	常勤 (兼務)	1名
訪問看護師 (正看護師)	常勤 (専任)	3名
	非常勤 (専任)	3名
訪問看護師 (准看護師)	常勤 (専任)	1名
	非常勤 (専任)	0名
理学療法士	常勤 (兼務)	2名
言語聴覚士	常勤 (兼務)	1名
事務員	常勤 (兼務)	1名

5. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

但し、電話により24時間常時連絡が可能で訪問できる体制を取っています。

6. サービス内容

訪問看護	内 容
	①病状・障害の観察
	②清拭・洗髪等による清潔の保持
	③食事・排泄などの日常生活の世話
	④床ずれの予防・処置
	⑤リハビリテーション
	⑥医療器具やカテーテルの管理
	⑦療養生活や介護方法についての相談・助言
	⑧病気に対する専門的な看護
	⑨その他医師の指示による医療処置
	⑩ターミナルケア
	⑪その他

7. 利用者負担額(医療保険)

・健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める割合の負担額 ※()内は准看護師の場合

項目		内容	全額	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ (看護師・准看護師)		週3日目まで	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週4日目以降	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
(理学療法士・言語聴覚士)			5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
基本療養費Ⅱ (居住系施設 へ 訪問)	イ、同一2人	週3日目まで	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週4日目以降	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
	ロ、同3人以上	週3日目まで	2,780円 (2,530円)	278円 (253円)	556円 (506円)	834円 (759円)
		週4日目以降	3,280円 (3,030円)	328円 (303円)	656円 (606円)	984円 (909円)
基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えて一時的に外泊した時1回)			8,500円	850円	1,700円	2,550円
緩和ケア又は褥瘡ケアに係わる専門の研修を受けた看護師(管理療養費の算定はなし)			12,850円/月	1,285円	2,570円	3,855円
早朝訪問看護加算		午前6時～ 午前8時まで	2,100円	210円	420円	630円
夜間訪問看護加算		午後6時～ 午後10時まで	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算		午後10時～ 翌6時まで	4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費 1		月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
		月2日目以降	3,000円/日	300円	600円	900円
難病等複数回訪問 看護加算	1日2回	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回	同一建物内1人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人	7,200円	720円	1,440円	2,160円
長時間訪問看護加算 *特別な状態にあり90分を超える訪問看護、 週1回限り			5,200円	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算	イ		6,800円/月	680円	1,360円	2,040円
緊急時訪問看護加算		イ 14日まで	2,650円/日	265円	530円	795円
		ロ 15日以降	2,000円/日	200円	400円	600円
退院時共同指導加算 1退院につき1回 (厚生労働大臣が定める疾病は2回まで)			8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院時支援指導加算	退院時		6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円

7. 利用者負担額(医療保険)

・健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める割合の負担額 ※()内は准看護師の場合

項目	内容	全額	1割	2割	3割
在宅患者連携指導加算		3,000円/月	300円	600円	900円
在宅患者 緊急カンファレンス加算	月2回まで	2,000円/回	200円	400円	600円
特別管理加算	在宅悪性腫瘍患者指導管理・ 在宅気管切開患者指導管理・ 気管カニューレ・留置カテーテルを 使用している状態	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
	その他 (在宅酸素・人工肛門・人工膀胱等)	2,500円/月	250円	500円	750円
訪問看護情報提供料1 (行政)	月1回提出	1,500円/月	150円	300円	450円
訪問看護情報提供料2 (教育機関)					
訪問看護情報提供料3 (病院)					
訪問看護ターミナルケア 療養費1(在宅)		25,000円/月	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア 療養費2(GH等)		10,000円/月	1,000円	2,000円	3,000円
補助者との複数名訪問看護 加算	特別な場合を 除く週3日 限度	3,000円/回	300円	600円	900円
	特別な場合 1回/日	3,000円	300円	600円	900円
	2回/日	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	3回/日	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
看護師との複数名訪問看護加算 看護師・理学療法士・言語聴覚士	週1回限り	4,500円 (3,800円)	450円 (380円)	900円 (760円)	1,350円 (1,140円)
看護・介護職員連携強化加算		2,500円/日	250円	500円	750円
乳幼児加算(6歳未満)		1,300円/日	130円	260円	390円
	重症児	1,800円/日	180円	360円	540円
訪問看護ベースアップ評価料	月の初日	780円/日	780円	1560円	2,340円

7. 利用者負担額(医療保険)

・健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める割合の負担額 ※()内は准看護師の場合

項目		内容	全額	1割	2割	3割
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅰ）		週3日まで (30分以上)	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週3日まで (30分未満)	4,250円 (3,870円)	425円 (387円)	850円 (774円)	1,275円 (1,161円)
		週4日目以降 (30分以上)	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
		週4日目以降 (30分未満)	5,100円 (4,720円)	510円 (472円)	1,020円 (944円)	1,530円 (1,416円)
精神科 訪問看護 基本療養費 (Ⅲ) (同一居宅へ 訪問)	イ、同一2人	週3日目まで (30分以上)	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週3日まで (30分未満)	4,250円 (3,870円)	425円 (387円)	850円 (774円)	1,275円 (1,161円)
		週4日目以降 (30分以上)	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
		週4日目以降 (30分未満)	5,100円 (4,720円)	510円 (472円)	1,020円 (944円)	1,530円 (1,416円)
	ロ、同3人以上	週3日まで (30分以上)	2,780円 (2,530円)	278円 (253円)	556円 (506円)	834円 (759円)
		週3日まで (30分未満)	2,130円 (1,940円)	213円 (194円)	426円 (388円)	639円 (582円)
		週4日目以降 (30分以上)	3,280円 (3,030円)	328円 (303円)	656円 (606円)	984円 (909円)
		週4日目以降 (30分未満)	2,550円 (2,360円)	255円 (236円)	510円 (472円)	765円 (708円)
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (在宅療養に備えて一時的に外泊をした時に1回)			8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科重症患者支援管理連携加算		イ:	8,400円	840円	1,680円	2,520円
		ロ:	5,800円	580円	1,160円	1,740円
精神科複数回訪問加算 (保健師・看護師)		1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科複数名訪問看護加算		1回	4,500円/日	450円	900円	1,350円
		2回	9,000円/日	900円	1,800円	2,700円
		3回以上	14,500円/日	1,450円	2,900円	4,350円
精神科複数名訪問看護加算 (看護補助者)		週1回限り	3,000円	300円	600円	900円
長時間精神科訪問看護加算		週1回限り	5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科緊急訪問看護加算		イ 月14日目まで	2,650円/日	265円	530円	795円
		ロ 月15日目以降	2,000円/日	200円	400円	600円

休業日等に訪問させて頂いた場合、別途自費設定があります。

< 自費利用料 >

差額費用	営業日	午後5時半～6時	30分あたり	1,500円
		午前8時～9時		
	休業日	午前8時～午後6時	30分あたり	2,000円
衛生材料費				使用分
死後の処置料				20,000円

8. 介護保険訪問看護費・介護予防費 ※()内は准看護師の場合

サービス内容略称	算 定 項 目	総単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
訪問看護A	20分未満	314	326円	652円	978円
訪問看護 I-2	30分未満	471 (424)	490円 (441円)	979円 (882円)	1,469円 (1,322円)
訪問看護 I-3	30分以上60分未満	823 (741)	855円 (767円)	1,711円 (1,535円)	2,566円 (2,303円)
訪問看護 I-4	60分以上90分未満	1128 (1015)	1,172円 (1,056円)	2,345円 (2,111円)	3,517円 (3,167円)
予防訪問看護A	20分未満	303	315円	629円	944円
予防訪問看護 I-2	30分未満	451 (406)	469円 (422円)	938円 (844円)	1,407円 (1,266円)
予防訪問看護 I-3	30分以上60分未満	794 (715)	825円 (743円)	1,650円 (1,486円)	2,476円 (2,229円)
予防訪問看護 I-4	60分以上90分未満	1090 (981)	1,133円 (1,019円)	2,265円 (2,038円)	3,398円 (3,057円)
予防・訪問看護 緊急時訪問看護加算1		600	625円	1,250円	1,953円
予防・訪問看護 特別管理加算(Ⅰ)		500	521円	1,042円	1,628円
予防・訪問看護 特別管理加算(Ⅱ)		250	260円	521円	812円
ターミナルケア加算		2500	2,605円	5,210円	8,143円
予防・訪問看護 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6	6円	12円	18円
予防・訪問看護 複数名訪問加算Ⅰ(看護師)					
①所要時間が30分未満の場合		254	264円	529円	825円
②所要時間が30分以上の場合		402	418円	837円	1,306円
予防・訪問看護 複数名訪問加算Ⅱ(看護補助者)					
①所要時間が30分未満の場合		201	209円	418円	653円
②所要時間が30分以上の場合		317	330円	660円	1,031円
予防・訪問看護 長時間訪問看護加算 (通常1時間30分以上になる時)		300	312円	625円	975円
退院時共同指導加算		600	625円	1,250円	1,953円
初回加算(Ⅰ)		350	364円	729円	1,137円
(Ⅱ)		300	312円	625円	975円
夜朝加算			所定単位数の25%		
深夜加算			所定単位数の50%		

1単位 10.42(高崎市) <1円未満四捨五入>

特別管理加算(Ⅰ)の算定条件

- * 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
- * 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- * 気管カニューレを使用している状態
- * 留置カテーテルを使用している状態

<オプションプラン>

- サービス内容
 - ・買い物同行
 - ・病院受診
 - ・旅行帯同
 - ・レジャー帯同
 - ・外食時帯同
 - ・留守番
 - ・墓参り
 - ・安否確認
 - ・冠婚葬祭時付き添い
 - ・帰省帯同
 - など

- 看護基本料金
1時間まで 5,000円／回 以降30分毎に 2,500円ずつ加算／回

- * オプションのご利用日・ご利用時間はご相談下さい。
- * その他、飲食代・入場料・駐車場代などの代金については、ご利用者様の負担となっております。

9.サービスの実施地域

- ・通常の実施地域は、高崎市、前橋市、安中市、及びその周辺地域とします。

10. 緊急時における対応方法

- (1)看護師は、訪問看護を実施中に利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に報告連絡し指示に従います。
- (2)看護師は、主治医の指示に従い処置を行った場合は、速やかに主治医及び管理者に報告します。
- (3)看護師以外のスタッフが緊急電話を受けた場合も、直ちに訪問看護師に連絡・報告を行います。

11. 個人情報の保護

- (1)当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者様及びその家族様に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2)当事業者は、前項の規定に関わらず事業者はサービスを提供する上で必要がある場合サービス担当者会議等において利用者様及び家族様の個人情報を用いる事があります。

<使用目的>

- ・主治医への状態報告、相談
- ・サービス担当者会議等での情報交換
- ・入院・入所時の申し送り 等

12.サービス提供にあたり、利用者様からの相談や苦情に対するために、管理者がその任を担当し、誠実迅速に対応致します。

<苦情・相談窓口>

管理者 佐藤 あき子	TEL 027－352－6212
群馬県国民健康保険団体連合会 (介護保険課 苦情処理相談窓口)	TEL 027－290－1323
高崎市介護保険課	TEL 027－321－1250
安中市介護保険課	TEL 027－382－1111
前橋市介護保険課	TEL 027－890－6155

13. その他の事項

- 訪問看護サービスは、利用者様と曜日・時間・回数等の同意の下提供させて頂いています。サービスの性質上(緊急対応や急変などがあり) 又交通事情等により、お約束の時間に訪問できない場合がございます。あらかじめご了解下さい。可能な限り電話連絡等でのご連絡は努力いたします。
- 医療保険対応の利用者様に関しましては、市町村からの求めに応じ、月に1回保険福祉事務所または市町村に対して、保健福祉サービスにつなげていただく目的で、同意を得た上で情報を提供させて頂きます。
- 介護保険対応の利用者様に関しましては、サービス担当者会議や利用者様に関わっておられるサービス事業者、担当ケアマネージャーに必要な情報を提供させて頂きます。
- 当事業所は、高崎総合医療センター附属高崎看護学校の看護学生の在宅看護論の実習養成所となっております。ご協力をお願い致します。
- 当事業所では、第三者による評価は実施しておりません。
- 当従業者に対する迷惑行為やハラスメントなどの行為があった場合は、サービスを終了する場合があります。

14. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止などの為に以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止責任者(佐藤あき子)を選任し、苦情解決のための体制を整備しています。
- (2) 研修などを通じて従業員の事件意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (3) サービスの提供中に家族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

15. 身体拘束の禁止

訪問看護の提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束その他の行動を制限する行為(以下身体拘束という)を行わないものとします。

- (1) 事業者はやむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の樹生興並びに緊急・やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- (2) 事業者は身体拘束などの適性を図るために以下の対策を講じます。
 - ①身体拘束などの適正のための対策を検討する定期的な委員会に参加し、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
 - ②身体拘束などの適性の為の指針を整備します。
 - ③従業者に対し、身体拘束などの適正化の為の研修を定期的 to 実施します。

その他重要事項に定める事項がある場合は、適宜定めることとします。

訪問看護の提供にあたり、ご利用者様又はご家族様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 高崎市矢島町449-2
名 称 訪問看護ステーション こすもす
説明者 (印)

私は、サービス提供にかかる重要事項について説明を受け、サービスの提供を受けること、加算に関しては同意をし利用料を支払うこと、並びにサービス担当者会議等において、私の個人情報を使用することに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人

住所 _____

氏名 _____ (印)

(ご本人との関係)